

山形県多面的機能支払推進協議会内部監査実施規程

平成19年4月11日制定
平成23年3月29日改正
平成24年3月28日改正
平成26年4月 1日改正
平成27年9月 1日改正
平成28年8月 8日改正
令和 4年4月 1日改正
令和 6年4月 1日改正

(趣旨)

第1条 山形県多面的機能支払推進協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

(内部監査の実施)

第3条 内部監査は、会長の指示に基づき実施する。

(内部監査実施計画の作成等)

第4条 会長より内部監査実施の指示があった場合、監査員は、速やかに内部監査責任者1名を定めた上で内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

(内部監査結果の報告)

第5条 前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果を取りまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後5年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第6条 第4条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第4条の内部監査責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた第4条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後5年間保管するものとする。

(雑則)

第7条 日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号)、日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2219号)、山形県多面的機能支払推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。